

三田市介護人材養成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな介護人材の確保及び介護職員の資質向上を図ることを目的として、実務者研修又は介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）の受講費用の一部を補助するにあたり、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する介護等の実務経験を3年以上有する者が介護福祉士の受験資格を取得するための研修をいう。
- (2) 初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。
- (3) 介護保険サービス事業所等 別表第1に掲げる介護保険サービス事業等を行う事業所又は施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、別表第2のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において次に掲げる額とする。

- (1) 個人に対する補助 実務者研修又は初任者研修の受講に際し、当該研修を主催する者に支払った受講費（講座の受講料及び教材費等）の2分の1に相当する額。ただし、実務者研修においては上限5万円、初任者研修においては上限2万5千円とする。
- (2) 法人に対する補助 実務者研修又は初任者研修を受講する従業者に対して負担した受講費（講座の受講料及び教材費等）の3分の2に相当する額。ただし、実務者研修においては上限5万円、初任者研修においては上限2万5千円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(手続の省略)

第6条 市長は、規則第11条及び第13条に規定する手続を省略するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

付 則

この要綱は、令和3年6月16日より施行し、令和3年4月1日以降に受講した研修の費用について適用する。

別表第1（第2条関係）

介護保険サービス事業所等

指定訪問介護

指定（介護予防）訪問入浴介護

指定通所介護

指定（介護予防）通所リハビリテーション

指定（介護予防）短期入所生活介護

指定（介護予防）短期入所療養介護

指定（介護予防）特定施設入居者生活介護

指定介護老人福祉施設

介護老人保健施設

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

指定地域密着型通所介護

指定（介護予防）認知症対応型通所介護

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

指定地域密着型特定施設入居者生活介護

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

指定複合型サービス

第1号訪問事業

第1号通所事業

養護老人ホーム

ケアハウス

軽費老人ホーム

有料老人ホーム

サービス付高齢者向け住宅

別表第2（第3条関係）

補助対象研修	補助対象者	補助対象要件
実務者研修又は初任者研修	個人	<p>交付申請日時点において、下記の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 過去1年以内に補助対象研修を修了し、すでに受講料の支払いが済んでいること。</p> <p>(2) 市内の介護保険サービス事業所等において勤務中又は勤務予定である者</p> <p>(3) 他の法令等に基づく国、都道府県、市町村又はその他団体等の負担金及び補助金等を受けていないこと。</p> <p>(4) 本要綱に基づく同一の研修に対する補助を受けていないこと。</p>
	法人	<p>交付申請日時点において、下記の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 市内で介護保険サービス事業所等を運営していること。</p> <p>(2) 過去1年以内に補助対象の研修を修了し、かつ市内の介護保険サービス事業所等において勤務している従業者に対して、その受講料の一部又は全額を負担していること。</p> <p>(3) 他の法令等に基づく国、都道府県、市町村又はその他団体等の負担金及び補助金等を受けていないこと。</p> <p>(4) 助成対象となる従業者が本要綱に基づく同一の研修に対する補助を受けていないこと。</p>

備考 補助対象者の雇用形態は、常勤・非常勤を問わない。

別表第3（第5条関係）

補助対象研修	補助対象者	補助対象要件
実務者研修又は初任者研修	個人	(1) 勤務している法人（事業所）に在職中であることを証する在職証明書（別紙1）又は勤務予定である法人（事業所）により採用される予定であることを証する採用証明書（別紙2） (2) 指定研修機関の受講料領収書の原本（宛名が受講者本人のものに限る。） (3) 研修の受講料及び受講内容がわかるもの（研修パンフレット等） (4) 研修を修了したことを証する書類
	法人	(1) 対象となる従業者の在職証明書（別紙1） (2) 指定研修機関の受講料領収書の原本（宛名が受講者本人又は法人のものに限る。） (3) 研修の受講料及び受講内容がわかるもの（研修パンフレット等） (4) 研修を修了したことを証する書類 (5) 研修を受講した従業者に対して、補助金を負担したことが確認できる書類（給与・賃金・諸手当等と明確に区別して支給したことが確認できるものに限る。）

備考 補助対象者の雇用形態は、常勤・非常勤を問わない。